

検事正挨拶

さいたま地方検察庁検事正

かま だ たか し
鎌 田 隆 志

昭和43年生まれ

出身地 鹿児島県

任 官	平成 6年	東京地方検察庁検事
略 歴	平成30年	名古屋高等検察庁刑事部長
	令和 元年	東京高等検察庁総務部長
	令和 2年	東京高等検察庁刑事部長
	令和 4年	盛岡地方検察庁検事正
	令和 5年	法務省人権擁護局長
	令和 6年	最高検察庁監察指導部長
	令和 7年12月	現職

着任にあたって

この度、さいたま地方検察庁検事正に任命されました鎌田隆志と申します。
どうぞよろしくお願ひいたします。

検察官は、警察官（一般司法警察員）及び麻薬取締官等の特別司法警察員から送致された刑事事件について捜査を行うほか、必要に応じて自ら事件を認知し、又は告訴・告発を受けて捜査を行い、犯罪の成否、処罰の要否等を考慮して、起訴・不起訴を決めています。

起訴（公判請求）した事件については、法廷において立証活動を行い、事実及び法律の適用について意見を陳述し（論告・求刑）、裁判所に法の正当な適用を請求するとともに、違法又は不当と考えられる裁判に対しては上訴を行っています。

その結果確定した拘禁刑、罰金等の有罪判決については、その刑の執行を指揮し、刑事裁判の適正な実現を確保しています。

また、犯罪被害者支援、再犯防止、社会復帰支援の視点を入れた活動や関係機関との連携にも取り組んでいます。

これらの活動は、検察官とこれを補佐する検察事務官が担っています。

埼玉県内の犯罪情勢は、近年、刑法犯認知件数が増加に転じるなど予断を許さない状況ですが、事件の真相が明らかにされ、犯した罪の償いがされることで、社会経済秩序を維持し、県民の皆様の安全・安心な暮らしの実現に寄与できればと考えております。

厳正公平・不偏不党を旨とし、公正誠実に一つ一つの事件に取り組んでまいりますので、捜査における証拠の収集や、刑事裁判の遂行に、県民の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。